

DVに関するリーフレットを作成



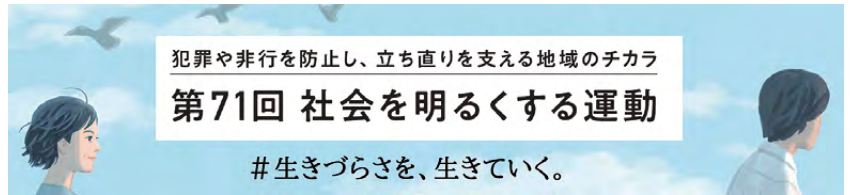
DVは他の暴力と異なり、家庭内や個人間の問題として扱われがちで、表面化しにくいという特徴を持っています。DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

市では暴力の種類などのDVに関する解説や相談窓口を載せたリーフレットを作成しました。市有施設に設置したほか、市HP内にも掲載しています。ぜひご覧ください。

配偶者、パートナー、恋人から体や心が傷つくようなひどいことをされたら、我慢をした一人で悩んだりしないで、相談してください。

問合せ 市民協働課市民相談係
☎内線3056

7月は「社会を明るくする運動の強調月間」「再犯防止啓発月間」



「社会を明るくする運動」の目標

- 犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと
- 犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えること

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域の力～

犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、安全で安心な地域社会を築こうと、法務省主催の「社会を明るくする運動」が、7月を強調月間として全国一斉に展開されます。犯罪や非行をした人もいずれは地域に戻り、地域の一員として生活していきます。更生を意義あるものにするには、本人の意欲と地域社会の理解と協力が不可欠です。

保護司、更生保護女性会などが中心となり、犯罪や非行のない社会づくりの活動を展開していきますので、ご協力をお願いします。



問合せ 市民協働課市民相談係☎内線3056、沼田利根保護区保護司会（沼田利根更生保護サポートセンター）☎22-0321

～「沼田市第4次男女共同参画計画」策定企画～

策定委員さんの思い③－幸せに暮らせる社会をつくる－

問合せ 市民協働課協働推進係☎内線3051

「誰もが、ともに尊重し合い、思いやりと活力あふれるまちへ」をテーマに3月、沼田市第4次男女共同参画計画を策定しました。全3回にわたり、計画の策定に関わった市民の皆さんの声を紹介합니다。

（沼田市男女共同参画推進委員会

元委員長 中野敬造さん）

4月に全戸配布された沼田市第4次男女共同参画計画（概要版）の最終ページ「みなさんもはじめてみませんか」は、男女共同参画の推進を職場・地域・家庭の三つの身近な場面で進められるよう提案しています。私はそれぞれの場面で「女だから」「男だから」という意識をいったん捨て去ることが第一歩だ

と考えています。私たちは知らず知らずのうちに「女だから」「男だから」あるいは「女なのに」「男なのに」と口にしがちですが、「女」「男」という前提をなくしてみると自由に物事を考えることができ、多くの可能性が生まれてくるように思います。

バリアフリーやユニバーサルデザインが浸透していますが、男女共同参画社会も基本的には同じ考え方で、男女、LGBTのギャップをなくし、一人一人が暮らしやすい社会をつくっていくということです。現代社会の課題解決のためには、男女共同参画社会の実現が必要です。個人や事業所で取り組み、誰もが沼田で暮らしたいと思えるまちづくりを進めていきましょう。